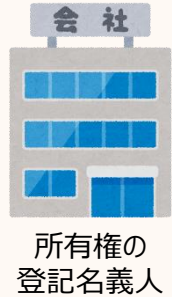


スマート変更登記等の手続イメージ（法人の場合）

スマート変更登記
(令和8年4月1日施行)

不動産登記



③ 職権による変更登記

【新第76条の6】

⇒ 住所等変更登記の義務は履行済みとなる

※ 職権で変更登記をすることについて登記名義人に意思確認はしない

法務局



不動産
登記情報

② 名称・住所の変更情報を提供

※ 商業・法人登記簿上で変更があった都度、省内のシステム間連携により、情報を提供

① 名称・住所の変更の登記

商業・法人
登記システム

商業・
法人登記
情報

登記された会社法人等番号を検索キーとして、
商業・法人登記システムと情報連携を行う

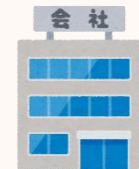
会社法人等番号等を登記事項化

ある不動産について、どの法人が所有権の登記名義人として記録されているのかを厳格に特定し、その真正性を確保する観点から、

所有権の登記名義人が法人である場合には、会社法人等番号等を登記事項とすることとされた。 【新第73条の2第1項第1号】

㊦ 会社法人等番号の登記申請

新たに所有権の登記名義人となる法人は会社法人等番号を登記事項として登記申請をする必要(※)



所有権の
登記名義人

(※) R6.4.1より前に所有権の登記名義人となっている法人については、オンライン・書面による簡易な申出により、登記官が職権で会社法人等番号を登記する

① 会社法人等番号を登記



不動産
登記情報